

国保連合会だより



NO. 2022-歯-4
令和5年2月16日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5534
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

診療報酬明細書等「特記事項」欄「10 第三」記載等のご願いについて

～ 保険給付の公平性及び保険財政の健全化のために ～

患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等について、以下のとおりご協力をお願い申し上げます。

- 診療報酬明細書等の「特記事項」欄に「10 第三」を記載してください。
- 第三者行為の治療終了後は、特記事項欄に「10 第三」の記載はしないでください。
- 第三者の不法行為や勤務中の怪我により負傷した場合は、患者に市役所(町役場)又は国保組合へ届出をするようお願いいたします。

※第三者の不法行為・・・交通事故・他人のペットの咬傷・外食での食中毒・施設内での事故・暴力行為等の第三者によるものをさします。

【参考】

～診療報酬明細書の記載要領に関する事項(抜粋)～

(13)「特記事項」欄について

コード	略号	内 容
10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合

※電算処理レセプトについてはコードと略号を記載することとなっております。

【補 足】

保険者(市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合)においては、保険給付の事由が第三者の不法行為によるものかどうかを判断する際に、特記事項欄「10 第三」の記載有無を確認しております。

保険給付の事由が第三者による不法行為の場合、第三者に損害賠償請求をしますが、特記事項欄に「10 第三」の記載がない場合、把握漏れとなる可能性があります。

特記事項欄への記載等について、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

担当 業務部 求償対策課
TEL 054-253-5534